

入会規約

当法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

社員及び会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

- (1) 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- (2) 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- (3) 名誉会員は、社員総会において別に定める名誉会費を納入しなければならない。

(退会)

会員は、代表理事において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により除名することができる。

(資格喪失)

社員及び会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

- (1) 社員及び会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員及び会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- (2) 当法人は、社員及び会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、経費その他の拠出金品は、これを返還しない。